

大分市印刷物広告掲載取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、大分市広告料収入事業実施要綱(平成17年4月1日施行。以下「要綱」という。)の規定に基づき、本市が作成する広報物及び印刷物(以下「印刷物」と総称する。)に対する広告物の掲載(以下「広告掲載」という。)に係る事業の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載の基準)

第2条 印刷物に掲載する広告物は、大分市広告料収入事業広告掲載基準(平成17年4月1日施行。以下「基準」という。)に適合するものでなければならない。

(広告掲載に係る印刷物)

第3条 広告掲載を行う印刷物及び当該印刷物に係る広告物の位置、枠数等は、印刷物の作成の目的を妨げない限度において、印刷物ごとに市長が定めるものとする。

(広告物の制作及び経費負担)

第4条 広告物の版下原稿は、広告主(要綱第4条第2項に規定する広告主をいう。以下同じ。)が経費を負担するものとし、広告主又は広告取扱者(同項に規定する広告取扱者をいう。以下同じ。)は、市長の指定する仕様に従って制作し、市長に提出するものとする。

(広告主の募集及び広告掲載の申込み)

第5条 広告主の募集は、市長が印刷物の発行状況等を勘案してその時期、枠数、仕様等を決定の上、市報又は市ホームページへの掲載その他の方法で行うものとする。

2 広告掲載を行おうとする者は、大分市広告料収入事業広告掲載申込書(別紙様式)により、市長に申し込むものとする。

(広告掲載の承諾)

第6条 市長は、前条第2項の大分市広告料収入事業広告掲載申込書の提出を受けたときは、同条第1項の規定による募集の期間終了後、速やかに広告掲載に係る承諾の可否を決定し、その結果を広告掲載の申込みをした者に通知するものとする。

2 市長は、デザイン素材、ラフ・スケッチその他承諾の可否を判断するため必要な資料の提出を求めるものとする。

3 市長は、第1項の広告掲載に係る承諾をした後の事情変更等により、広告物の内容、デザイン等(以下「広告物の内容等」という。)が基準に抵触し、又はそのおそれがあると認めるときは、広告主又は広告取扱者に対し広告物の内容等の変更を求めることができる。

(広告掲載料)

第7条 広告掲載料は、広告掲載を行う印刷物の種類、作成数、配布先又は配布形態、印刷物又は広告物のサイズ又は色数、印刷物の作成経費等を総合的に勘案し、印刷物ごとに市長が定めるものとする。

2 広告掲載料は、広告掲載に係る契約の締結後、市長が定める日までに一括前納するものとする。ただし、広告掲載の期間が1月以上にわたる場合において月額または年額により広告掲載料を定めた場合は、当該月または年度内において、市長の指定する日までに納入することができる。

(広告掲載の承諾の取消し)

第8条 要綱第8条に規定する市長が特に必要があると認めるときは、次に掲げるとおりとする。

- (1) 広告掲載料が前条第2項の市長が定める日までに納付されないとき。
- (2) 広告物の版下原稿が市長の指定する期日までに提出されないとき。
- (3) 第6条第2項の規定による広告物の内容等の変更により広告主又は広告取扱者が応じないとき。
- (4) その他市長が広告掲載に特に支障があると認めるとき。

(広告掲載の取り下げ)

第9条 広告主又は広告取扱者は、書面による申出により広告掲載を取り下げることができる。ただし、既に納付された広告掲載料については、これを還付しないものとする。

2 要綱第9条の規定は、前項の規定により広告掲載の取下げがなされたときに準用する。

(広告掲載料の還付)

第10条 既に納付した広告掲載料は、還付しない。ただし、広告主又は広告取扱者の責めに帰することができない事由により、広告掲載を中止し、又は広告掲載に係る契約を解除したときは、この限りでない。

(委任)

第11条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成17年8月10日から施行する。